

第4次函館市一般廃棄物処理基本計画（素案）の概要

【根拠法令】

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律**
第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。
- 2 食品ロスの削減の推進に関する法律**
第13条 市町村は、基本方針を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

基本計画の目的等

- 1 目的**
市民・事業者・市が相互に連携・協働し、一般廃棄物のさらなる排出抑制、減量化・再資源化および適正処理を計画的に実施するとともに、生活排水処理における水環境の保全を図り、循環型社会の形成を目指すための方針、方向性を明確にすることを目的とする。
- 2 対象区域**
本市全域（677.87km²）
- 3 計画期間**
令和7年度～令和16年度
- 4 目標年次（令和16年度）の推計人口**
202,600人
- 5 前計画（第3次計画）からの主な変更点**
ごみ処理基本計画
ア 数値目標項目
イ 基本方針
食品ロス削減推進計画
ア 食品ロスの現状
イ 食品ロス削減に向けた取組
ウ モニタリング指標の設定による食品ロス排出量の把握

ごみ処理基本計画・食品ロス削減推進計画

現 状		
項 目	単 位	令和5年度実績
家庭系原単位	g/人・日	688
資源物以外	g/人・日	547
資源物	g/人・日	141
事業系ごみ1日当たり排出量	t	98
資源物以外	t	95
資源物	t	3
リサイクル率	%	14.8

主 な 課 題		
1 ごみの発生抑制と再使用の促進	生ごみ（食品ロスを含む）を中心としたごみの発生抑制に取り組むほか、ごみの再使用を促進する必要がある。	
2 ごみの再資源化の推進	古紙類の再資源化などのさらなる取組のほか、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化の実施を検討するなど、ごみの再資源化に取り組む必要がある。	
3 ごみ処理施設	環境への負荷の低減に配慮した新たなごみ処理システムのあり方を検討するとともに、中間処理施設や最終処分場の整備を計画的に進める必要がある。	

基本方針

- 1 ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の促進**
循環型社会の形成に向け、環境への負荷を低減させるため、ごみの発生そのものをできる限り抑制するとともに食品ロスの削減に取り組むほか、限りある資源の有効利用を図ることを目指します。
- 2 ごみの再資源化（リサイクル）の推進**
発生抑制、再使用などの減量の取組を行ってもなお発生するごみは、さらなるリサイクルの推進により資源循環を図ります。
- 3 環境教育の充実、環境啓発・環境美化の推進**
私たちが住む街の環境を守り、環境と調和した住みよい街にするため、ごみの排出や環境美化など、環境意識の向上に向けた取組をすすめます。
- 4 適正なごみ処理体制の確保**
収集運搬から中間処理、最終処分まで適正かつ安定的なごみ処理体制を確保し、環境負荷の低減や効率的な処理体制の構築を目指します。

数値目標等

1 数値目標		
項 目	令和12年度 中間目標	令和16年度 目 標
家庭系原単位 (g/人・日)	681 △1.0%	668 △2.9%
資源物以外 (g/人・日)	523 △4.4%	504 △7.9%
資源物 (g/人・日)	158 12.1%	164 16.3%
事業系ごみ1日当たり排出量 (t)	94 △4.1%	91 △7.1%
資源物以外 (t)	91 △4.2%	88 △7.4%
資源物 (t)	3 0.0%	3 0.0%
リサイクル率 (%)	16.1 8.8%	16.8 13.5%

※各項目下段は、令和5年度からの増減率

- 2 モニタリング指標**
食品ロス排出量
食品ロス削減推進計画の進捗管理のため、食品ロス実態調査を実施し、推計した食品ロス排出量をモニタリング指標として設定。

生活排水処理基本計画

現 状（令和5年度）		
生活排水処理率および処理形態別人口		
区 分	人 口	構成比 A
行政区域内人口	241.2千人	100.0%
公共下水道	213.8千人	88.6%
合併処理浄化槽	3.5千人	1.4%
単独処理浄化槽	2.3千人	1.0%
非水洗化	21.6千人	9.0%
生活排水処理率	90.1%	

基本方針

下水道事業計画区域内では公共下水道、それ以外の区域では合併処理浄化槽により処理することを基本とします。

数値目標（令和16年度）

生活排水の処理目標および処理形態別人口内訳			
区 分	人 口	構成比 B	構成比増減 B-A
行政区域内人口	202.6千人	100.0%	—
公共下水道	183.7千人	90.7%	2.1%
合併処理浄化槽	4.4千人	2.2%	0.8%
単独処理浄化槽	2.2千人	1.0%	0.0%
非水洗化	12.3千人	6.1%	△2.9%
生活排水処理率	92.9%		